

排水設備工事施工基準

令和4年3月1日

岡谷市建設水道部水道課

目次

第1章 総則

1	趣旨	1
2	排除方式	1
3	下水の種類	1
4	工事の区分	1

第2章 工事の設計

1	設計の基本	2
2	設計の範囲	2
3	事前調査	2
4	設計図の作成	2
5	権利の確認	3
別表1	工事の設計図面表示記号	4

第3章 屋外排水設備

1	基本的事項	5
2	配管計画	5
3	外水道	6
4	浄化槽の処理	6

第4章 屋内排水設備

1	基本的事項	7
2	配管計画	7
3	トラップ	7
4	ストレーナー	7
5	掃除口	8
6	通気管	8
7	水洗便所	8
8	汲み取り便所の改造	8

第5章 特殊な設備

1	阻集器	9
2	ディスプレイ	9

第6章 除害施設

1	除害施設の概要	10
2	除害施設の計画	10
3	特定施設の概要	10
4	特定施設の計画	10

第7章 排水設備工事申請手順

1	書類の提出	11
2	完了検査	11
3	既存配管の取扱い	11
4	協議	11
別表2	申請手順	12

第8章 その他

1	事業場排水について	13
2	取付ますの取扱いについて	13
3	公共事業に係る排水設備について	13
4	家屋取壊し時について	13
5	各種補助金又は融資利用の伴う申請	13
6	申請者への説明	13

第9章 各種申請書類、添付書類

1	書類書式一覧	14
	給水装置工事申請書・排水設備新設等工事計画申請書 (様式第1号)	15
	給水装置工事完了届・排水設備工事完了届 (様式第2号)	16
	下水道使用届 (様式第3号)	17
	排水設備認定申請書 (様式第4号)	18
	取付ます申請書 (様式第5号)	19
	キャップ止め申請書 (様式第6号)	20
	キャップ止め申請書(記入例)	21
	阻集器等設置(変更)届出書 (様式第7号)	22
	同意書 (様式第8号)	23
	排水設備改造承諾書 (様式第9号)	24
	事業場排水確認書 (様式第10号)	25
	下水道既設排水設備等継続使用承諾願 (様式第11号)	26
	除害施設新設等届出書 (様式第12号)	27
	<別紙>排水の内容	28

第 10 章 補助制度

1	水洗便所改造資金融資あっせん制度	30
2	共同排水設備工事補助金制度	32
3	下水道私設汚水ポンプ設備補助金制度	33
4	ディスポーザ排水処理システム設置手順	34

第1章 総則

1 趣旨

この基準は、岡谷市下水道条例（昭和 51 年条例第 27 号。以下「条例」という。）及び岡谷市下水道条例施行規程（平成 13 年水管規程第 14 号。以下「規程」という。）により、排水設備の設計、構造及び施工についての基準を定めるとともに、関連設備の設置及び補助制度について示すものとする。なお、この基準に記載されていない事項については、下水道排水設備指針と解説（2016 年度版 公益社団法人日本下水道協会発行）及び排水設備工事責任技術者講習会テキスト（公益財団法人長野県下水道公社発行）に準ずるものとする。

2 排除方式

岡谷市下水道の排除方式は分流方式であり、排水設備は汚水と雨水とを別々に排除する施設とする。

3 下水の種類

(1) 汚水

便所、台所、浴室、洗濯場、洗面場、冷却水からの排水、工場及び事業場の生産活動による排水

（汚水のうち、雨水と同程度に清浄なものについては、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）との協議により、雨水と同様の取扱いをする場合がある。）

(2) 雨水

雨水、雪解け水、池の排水、湧き水及びその他の自然水

4 工事の区分

(1) 新設工事

未接続で、新規に公共下水道に接続する工事

(2) 全面改造工事

公共下水道に接続する既存の排水設備があり、建築物の新築又は増築に伴う排水設備を改造する工事

(3) 部分改造工事

公共下水道に接続する既設の排水設備があり、建築物の新築、増築を伴わない工事で、排水設備を改造する工事

(4) 増設工事

造成地、位置指定道路内又は個人地等で、建築を伴わない先行埋設する工事

第2章 工事の設計

1 設計の基本

排水設備の設計の基本は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備の設置及び構造を明確に表示すること。
- (2) 経済的かつ堅固で耐久力を有する構造であるとともに維持管理が容易であること。
- (3) 公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を破損することのないよう、必要な考慮がなされること。

2 設計の範囲

工事の設計の範囲は、取付ますに接続するまでとする。ただし、申請は完了検査を受けていない設備とする。

3 事前調査

工事の設計に関しての事前調査は、次に掲げる事項について行うことを標準とし、工事の施工に支障のないよう事前に十分な配慮がなされなければならない。

- (1) 工事申請者、使用者、共同使用者等
- (2) 供用開始された処理区域であるかの確認
- (3) 取付ますの位置及び深さ並びに既設排水設備の状態
- (4) 敷地内の排水以外の地下埋設物、建物配置及び敷地内の屋外構造物の状況
- (5) 雨水排除の状況
- (6) 隣地及び道路の境界並びに構造物の状況

4 設計図の作成

設計図の作成は、次に掲げる事項を標準として作成すること。

(1) 位置図

住宅地図等を用いて、申請位置を赤色にて明示する。

(2) 平面図

縮尺は原則として100分の1とする。ただし、作図し難い場合は申請者の理解しやすい縮尺とすることができる。また、図中には、以下の事項について表示する。

- ア 道路、建物、隣地との境界、方位、取付ますの位置
- イ 建物の間取り、衛生器具、ます、掃除口、配管
- ウ 管径、距離、測点、ますの種類・深さ
- エ その他工事上必要な事項

(3) 配管図（配管立面図）

縮尺は任意とし、配管の系統、測点、管種、管径、距離、ますの種類、掃除口、深さ及びその他の設備を表示する。

(4) 縦断面図

- ア 平面図及び配管図等と整合すること。
- イ 縮尺の横は平面図の縮尺、縦は任意とし、申請者の理解しやすい縮尺とする。
- ウ 測点、区間距離、追加距離、管底高、土被り、地盤高
- エ 排水管の種類、管径、勾配、汚水ますの種類

(5) 各種構造詳細図

阻集器、排水槽、事業場排水、除害施設等がある場合は、その機能がわかる構造図又は承認図を添付すること。

(6) 設計図作成の留意点

設計図の記載数値の単位及び端数処理は次の表を標準とする。

種類	単位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下 2 位まで	7.85
マンホール、ますの寸法、深さ	mm		450
管径	mm		100
管の勾配	‰		20
地盤高・管底高	m	小数点以下 2 位まで	9.82
追加距離・区間距離	m	小数点以下 2 位まで	9.22

注

ア 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

イ 図面記号については、別表 1 参照

ウ 既設の排水設備は点線とし、新設改造部分は実線（赤色）で記入すること。

5 権利の確認

配管工事の計画に当たって、土地・家屋の権利を申請者から聴取し、関係権利者へ必ず説明を行うこと。また、以下に定められた様式により、相手方の同意を得るとともに、申請書に書類を添付すること。

ア 同意書

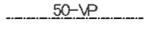
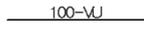
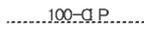
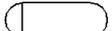
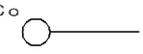
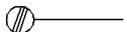
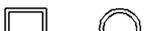
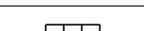
排水設備を設置するため他人の土地を一部使用し、又は他人の施設に接続するときは、相手方の同意を得ること（様式第 8 号）。

イ 排水設備改造承諾書

借地人若しくは借家人が排水設備の一部又は全部を改造する場合は、借地においては土地所有者、借家においては家屋所有者の承諾を得ること（様式第 9 号）。

別表1 工事の設計図面表示記号

設計図記号(JIS)

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
給水管		管径-管種は 線の上側に記載	洗面器		
排水管		同上	手洗器		
通気管		同上	台所流し		
和風大便器			掃除(汚物)流し		Sl op Si nk SSIは図の中も可
和風両用大便器			浴槽		Bath Tab
洋風大便器			量水器		Meter
壁掛小便器			床下掃除口		Clean Out
スール小便器		High Tank	床上掃除口		屋外にも適用
洗淨バタンク			グリースラップ		Grease Trap
洗淨弁 フラッシュバルブ		Trap	オイルラップ		Oil Trap
トラップます		Drop	床排水口		目皿
ドロップます			器具トラップ		※ トラップ付のもの
汚水ます			排水立て管		
公共ます			鉄筋 コンクリート管	HP	
雨水ます		※	硬質塩化 ビニル管	VP	一般管
掃除口付 トラップます		※		VU	薄肉管(排水管)
検査口		※	硬質塩化 ビニル卵形管	EVP	
除外施設		合流又は 雨水ます端末	鋼管	GP	
1Lトラップます		簡易な阻集器	鋳鉄管	CIP	
2Lトラップます		※	耐火二層管	FDP	
洗濯機(パン)			強化プラスチック 複合管	FRPM	

第3章 屋外排水設備

1 基本的事項

屋外排水設備は、屋内排水設備からの排水を受けるますから取付ますまでの配管であり、外水道の配管を含む。

2 配管計画

(1) 配管及び勾配

管内流速は、掃流力を考慮して 0.6 から 1.5m/s の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は最大流速を 3.0m/s とすることができる。

排水管の内径と勾配の例

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 mm)	勾配 (単位 ‰)
150 未満	100 以上	1,000 分の 20 以上
150 以上 300 未満	125 以上	1,000 分の 17 以上
300 以上 500 未満	150 以上	1,000 分の 15 以上
500 以上	200 以上	1,000 分の 12 以上

※ 一つの建物から汚水の一部を排除する排水管で、管路延長 3m 以下の場合には最小管径を 75 mm (勾配 30/1,000 以上) とすることができる。

(2) 管種

配管材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮して決定する。一般的には硬質塩化ビニル管とし、その他材料を使用する場合は申請前に管理者と協議すること。

(3) ます

- ア ますは、会合点、屈曲点、管種、管径及び勾配の変化点に設置するものとし、排水管延長が管径の 120 倍を超えないように設置する。
- イ ますは、一般的に硬質塩化ビニル製等の不透水性で耐久性のあるものとする。
- ウ ますの種類は、内径 150 mm 以上とする。
- エ 大便器からの合流は、45° 合流段差付のものを使用することが望ましい。
- オ 蓋は、雨水の流入を防止する構造とする。

(4) トラップます

- ア トラップの内径は、50 mm 以上、封水深 50 mm 以上とする。
- イ 器具トラップの状況を把握し、二重トラップとしないことが望ましい。
- ウ トラップの材質は、一般的に硬質塩化ビニル製とする。
- エ 外水道における泥溜めますは、管理できる深さに設置し、コンクリート製を用いる場合は、漏水しない構造とする。

(5) 掃除口

- ア ます設置箇所において、設置が困難な場合、掃除口に代えることができる。
- イ 掃除口は、管内の清掃ができるよう適切な場所に設ける。
- ウ 掃除口の口径は、排水管の管径が 100 mm 以下の場合は、排水管と同一口径とし、100 mm を超える場合は 100 mm より小さくしてはならない。

(6) 排水管の保護

土被りは、40 cm以上を標準とする。ただし、特別な事情により土被りが不足する場合は、凍結・損傷を防ぐため適当な材料で保護しなければならない。

また、排水管の使用材料が硬質塩化ビニル管の場合は、基礎及び埋戻しには原則として砂を使用し、管外周に隙間が生ずることのないよう締め固めるものとする。

3 外水道

外水道からの排水を接続する場合は、屋根を設け雨水が入らない対策をしなければならない。

なお、接続に当たっては、泥溜めますまでは屋外配管計画に従い配管し、泥溜めますから外水道までは屋内配管計画に従い配管するものとする。

《外水道から排水する例》

- (1) 洗濯機からの排水
- (2) その他、公共用水域及び地下水の水質汚濁の可能性のある排水

4 浄化槽の処理

- (1) 浄化槽は、し尿を完全に汲み取り、清掃及び消毒をした後、原則撤去しなければならない。
- (2) 撤去できない場合は、底部に10 cm以上の孔を開けるか、又は破壊し、土砂等で埋戻して沈下しないように十分つき固める。
- (3) 浄化槽の汚泥は、専門業者に汲み取らせ、公共ますに投棄してはならない。

第4章 屋内排水設備

1 基本的事項

屋内配管は、建築物の基礎や壁を貫通して配管することが多いため、当該建築物の施工関係者との十分な調整が必要であり、設置に当たっては次の事項を考慮すること。

- (1) 排水の種類、衛生器具等の種類、設置位置高低等を配慮し、適正に配置する。
- (2) 建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により、安定安全な状態にする。
- (3) 衛生器具は、数量、配置、構造、材質等が適切であり、排水系統に正しく接続する。
- (4) 排水系統と通気系統が適切に組み合わせられたものとする。
- (5) 排水系統、通気系統ともに、十分に耐久性のある材料を用いて適正に施工し、将来の維持管理について容易な構造とすること。

2 配管計画

(1) 管径及び勾配

- ア 器具排水管の管径は、器具トラップの口径以上で、かつ 30 mm以上とする。
- イ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。
- ウ 排水立て管の管径は、これに接続する横枝管の最大口径以上とする。また、「たけのこ配管」はしない。
- エ 排水横管の勾配は、下表を標準とする。

排水横管の管径と勾配

管径 (mm)	勾配
65 以下	最小 1/50
75、100	最小 1/100
125	最小 1/150
150 以上	最小 1/200

(2) 床下集合配管

屋内配管は、器具の直近の屋外へ排水することが望ましいが、都合により床下で集合し排水する場合（ヘッダー配管を含む。）は、維持管理ができるよう必要に応じ掃除口等を設け、申請者に説明するとともに、不具合等が生じた場合は工事店において責任を持って対応するものとする。

3 トラップ

トラップは、封水機能によって、排水管又は公共下水道から、ガス、臭気、衛生害虫などが器具を経て屋内に侵入するのを防ぐために設ける器具又は装置であり、排水管に直結する器具には原則としてトラップを設ける。

4 ストレーナー

- (1) 浴室、流し等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するためにストレーナーを設ける。

- (2) ストレーナーの開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とする。
 - (3) 目幅は、直径 8 mm の球が通過しない大きさとする。
- 5 掃除口
- 排水管が、物によって詰まったり長時間の使用によって流れが悪くなった場合に、管内の清掃が容易にできるよう適切な位置に掃除口を設ける。
- 6 通気管
- 通気管は、管内に圧力差を生じないようにし、サイホン作用及びはね出し作用から排水トラップの封水を保護し、管内の流出を円滑にするとともに、排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気を行うために設置する。
- 通気管の開口部は屋外にあって、管内に侵入するおそれのないようにしなければならない。
- 7 水洗便所
- 水洗便所に設置する大便器、小便器、附属器具等は、用途に適合する形式、寸法、構造、材質のものを使用する。
- (1) 便器の選定に当たっては、住宅の構造、排水設備全体の配置構造、工事依頼者の希望等を勘案し、適切に選定する。
 - (2) 節水型便器の採用に当たっては、大便器から公共ます等までの搬送距離、途中の配管屈曲状況による流下能力の損失及び他の器具の配置状況等を勘案して、その宅地に適合したものを選定する必要がある。
 - (3) タンク類を使用する洗浄施設においては、流動金具、凍結防止ヒーター等凍結防止設備を設けること。
- 8 汲み取り便所の改造
- 汲み取り便所を改造して水洗便所にする場合には、撤去又は埋戻し、将来にわたって衛生上問題のないように処理しなければならない。
- (1) 便槽は汲み取り後内部を清掃、消毒し、便槽を撤去する。
 - (2) 撤去することができない場合は、底部に 10 cm 以上の孔を開けるか、又は破壊し、土砂等で埋戻して沈下しないように十分つき固める。

第5章 特殊な設備

1 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は損傷するおそれのある物質、あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、岡谷市下水道条例施行規程第6条の規定により、阻集器を設けなければならない。

また、阻集器を設置する場合は、阻集器等設置（変更）届出書を提出すること（様式第7号）。

(1) 設置上の留意点

- ア 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設置する。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置の近くが望ましい。
- イ 阻集器は、汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。
- ウ 容易に保守点検ができる構造とし、材質はステンレス又は樹脂等の不透水性、耐腐食性のものとする。

(2) 阻集器の種類

種類と設置箇所

種類	阻集物	設置箇所
グリース阻集器	油脂分 固形物	飲食店 営業用等調理室
オイル阻集器	ガソリン・油類	ガソリンスタンド 自動車修理工場
サンド阻集器	泥・砂	石材店
ヘア阻集器	毛髪	理髪店 美容室
ランドリー阻集器	糸くず・布くず・ボタン	クリーニング店 コインランドリー
プラスタ阻集器	石こう・金銀材のくず	整形外科 歯科

(3) 阻集器の維持管理

阻集器によって分離、蓄積されたグリースや可燃性廃液などの浮遊物質、土砂及びその他の沈殿物は定期的（週1回程度）に除去しなければならない。

また、除去した物質の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。

2 ディスポーザ

ディスポーザを設置する場合は、「岡谷市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」により、適正に取り扱うものとする（第10章 補助制度、(4) ディスポーザ排水処理システム設置手順（P34）参照）。

第6章 除害施設

1 除害施設の概要

工場や事業所からは、さまざまな排水が排出される。下水道法では悪質な下水に対して水質の規制を行っており、下水道排除基準に適合させるために設ける施設を「除害施設」という。

除害施設を設置する場合は、規程第10条第2項及び第11条の規定により管理者に届出しなければならない（様式第12号）。

2 除害施設の計画

除害施設の計画に当たっては、次の事項について調査を行う。

- (1) 事業場の規模及び操業形態
- (2) 排水の発生量及び水質
- (3) 排水量の削減及び水質改善
- (4) 処理水の再利用及び有用物質の回収

3 特定施設の概要

排水の水質規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設（下水道法第12条の2）

- (1) 人の健康を害するおそれのあるもの又は生活環境に対して害をもたらすものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められているもの
- (2) ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められているもの

4 特定施設の計画

- (1) 事業場排水を公共下水道に排出しようとする場合において、特定事業場及び特定事業場以外の事業場で次のいずれかに該当する場合は、事前に届出をしなければならない。

ア 現在1日に最大50 m³以上の汚水を排水している事業者

イ 現在の水質が、下水道排除基準に適合しない汚水を排水している事業者

ウ 特定施設を設置している工場、事業場が下水道を使用するとき。

- (2) 特定施設の各種届出に当たっては、「諏訪湖流域下水道維持管理要綱」及び「工場・事業場排除下水の手引き（諏訪湖流域下水道事務所発行）」に従い、提出すること。

第7章 排水設備工事申請手順

1 書類の提出

公共下水道を使用する場合には、所定の書類を提出し、管理者の確認を得なければならない（別表2参照）。

(1) 排水設備の新設、増設又は改築をしようとする者は、あらかじめ排水設備新設等計画確認申請書（正本・副本各1部、位置図、平面図）を提出しなければならない（様式第1号）。

また、特殊な設備（阻集器、ディスポーザ、除害施設）を設ける場合は、詳細図及び必要な書類を提出すること。

(2) 排水設備の工事が完了した場合は、工事完了5日以内に排水設備工事完了届（正本・副本各1部、位置図、平面図、縦断面図、配管図等）を提出しなければならない（様式第2号）。

(3) 排水設備の工事が完了し、公共下水道を使用する場合は、あらかじめ下水道使用開始届を提出しなければならない（様式第3号）。

2 完了検査

排水設備工事完了届を提出後、速やかに完了検査を受けなければならない。その際、排水設備工事責任技術者が立ち会わなければならない。

3 既存配管の取扱い

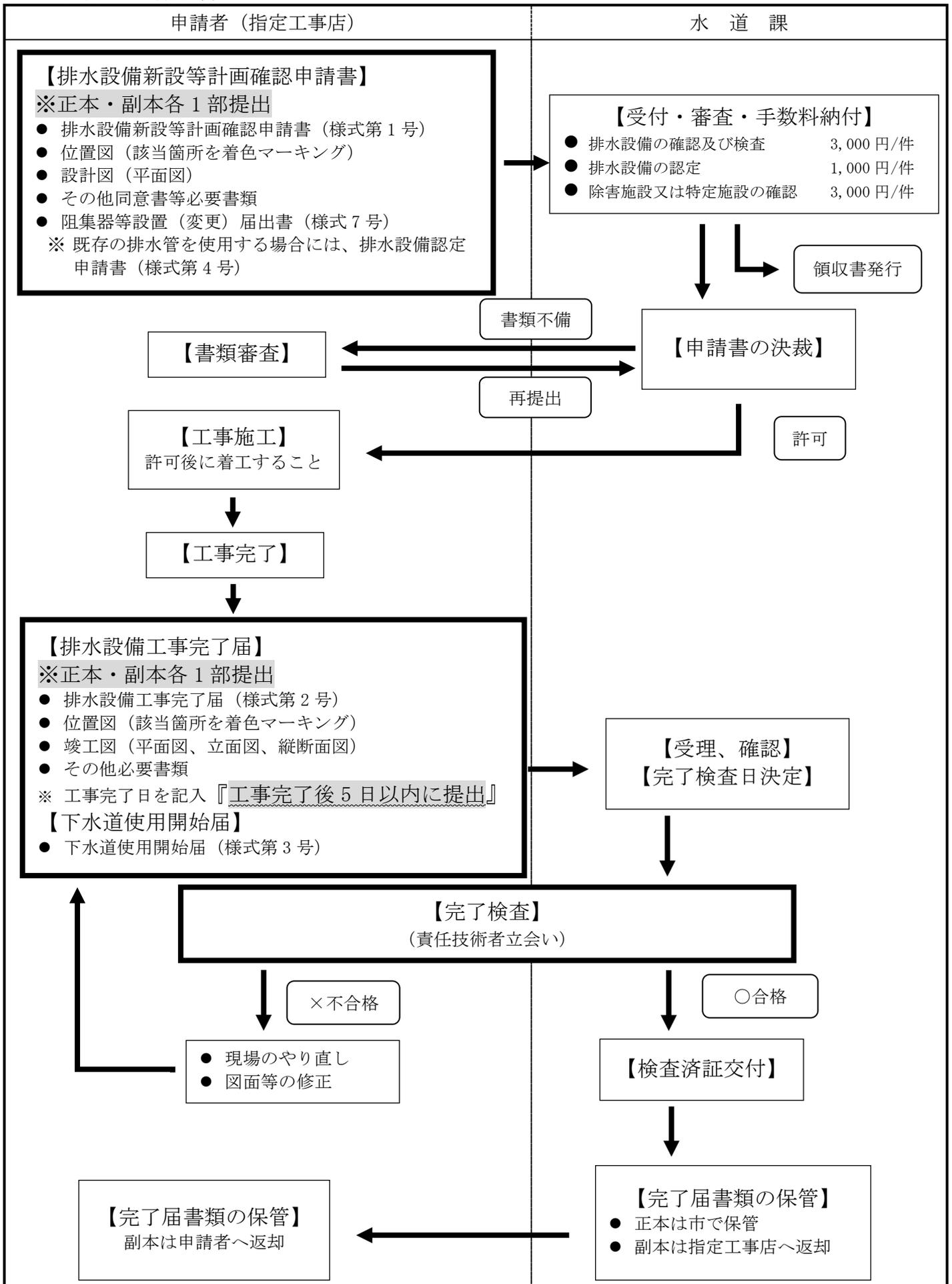
既存配管を利用し排水設備を設置する場合、既存部において不具合があった場合は申請者に説明し、原則として不具合部をやり直さなければならない。

ただし、著しく流下能力を阻害する状況でなく、申請者の経済的理由等により不具合部分を継続使用する場合は、申請者に対し支障の可能性を説明し下水道既存排水設備等継続使用承認願を添付すること（様式第11号）。

4 協議

基準によらない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに管理者に協議するものとする。

別表2 申請手順



第8章 その他

1 事業場排水について

事業所において、雑排水のみを接続する場合は、事業用排水を接続しない旨を明記した、事業場排水確認書を提出すること（様式第10号）。

2 取付ますの取扱いについて

取付ますについては、本管同様市の施設であり、管理者への許可なしに移動、撤去、改造、増設することはできない。

上記を希望する場合は、取付ます申請書を提出し、下水道本管工事指名業者が施工すること（様式第5号）。

ただし、硬質塩化ビニル製の取付ますの高さ調整と取付ますの変更で取付管が硬質塩化ビニル管の場合に限り、指定工事店が施工することができる。

いずれの場合も施工時は、市職員立会い又は指示のもと施工すること。

3 公共事業に係る排水設備について

道路管理者による拡幅又は改良により、取付ます移転を原因とする宅内排水設備の改造に当たっては、検査手数料を減免するものとする。なお申請以降の手続きは、一般排水設備工事と同様に行うものとする。

4 家屋取壊し時について

家屋取壊しの際は、事前に必ずキャップ止めの申請を提出し、市職員立会いのもと工事を行うこと（様式第6号）。

その際に、下水道使用休止届を提出しなければならない（様式第3号）。

5 各種補助金又は融資利用の伴う申請

申請者が市の各種補助金又は融資あっせんを希望する場合は、工事着手前に必要書類を提出しなければならない。また、施工中に変更となった場合は、速やかに変更書類を提出すること。

6 申請者への説明

給水装置工事主任技術者、排水設備工事責任技術者又は指定工事店は申請者に対し、工事の内容、工事費、完了後の維持管理方法等について、丁寧に説明するとともに、使用開始後の相談についても真摯に対応すること。

第9章 各種申請書類、添付書類

1 書類書式一覧

(1)	給水装置工事申請書・排水設備新設等工事計画申請書	様式第1号
(2)	給水装置工事完了届・排水設備工事完了届	様式第2号
(3)	下水道使用届 〔開始/休止/廃止/再開〕	様式第3号
(4)	排水設備認定申請書	様式第4号
(5)	取付ます申請書 〔新設・増設・移転・変更・撤去・嵩上げ・切下げ〕	様式第5号
(6)	キャップ止め申請書 (記入例有)	様式第6号
(7)	阻集器等設置(変更)届出書	様式第7号
(8)	同意書	様式第8号
(9)	排水設備改造承諾書	様式第9号
(10)	事業場排水確認書	様式第10号
(11)	下水道既存排水設備等継続使用承認願	様式第11号
(12)	除害施設新設等届出書	様式第12号

給水装置工事申込書・排水設備新設等計画確認申請書

岡谷市長 殿

年 月 日

設置場所 (地番)	岡谷市						
申請者	住所 ふりがな 氏名 (TEL)						
家主(使用者)	申請者と家主(使用者)が異なる場合のみ記入してください。 住所 ふりがな 氏名 (TEL)						
土地所有者	申請者と土地所有者が異なる場合のみ記入してください。 住所 ふりがな 氏名 (TEL)						
施工業者	工事店名						主任技術者 責任技術者
	指定有効期限	(給水装置)	年	月	日	～	年 月 日
		(排水設備)	年	月	日	～	年 月 日
用途区分	1 一般家庭 2 アパート (戸) 3 浴場 4 工場・営業・その他 ()					メーター番号	
工事種類	(上水) 1 新設 2 全面改造 3 改造 4 撤去 (下水) 1 新設 2 全面改造 3 部分改造 4 増設工事					施工の範囲(上水)	
添付書類	1 位置図 2 配置図(平面図) 3 同意書(分岐・給水) 4 誓約書(受水槽未設置・撤去) 5 確約書(譲渡・共同管理・所有) 6 同意書(排水) 7 その他()						
着工・完了予定	年 月 日 ～ 年 月 日						
水栓数	個		取出日		本件工事を承認しました		
取付ますの使用区分	1 専用 2 共用 ()		耐圧試験日				
事前協議番号			水 圧		MPA		
検査手数料番号	上水	下水	処理分区		工事計画を確認しました		
			供用開始日				
備考							
主務	担当	主幹		統括主幹	課長	受益者負担金 確 認	[賦課] 済・賦課予定 () [徴収] 完納・未納・データ無
		上水	下水				

1. 太枠内記入 2. 正副2部提出してください。

料金

給水装置工事完了届・排水設備工事完了届

岡谷市長 殿

年 月 日

設置場所	岡谷市					
申請者	住所					
	ふりがな 氏名 (TEL)					
指定工事店	工事店名			主任技術者		
				責任技術者		
印 (TEL)						
添付書類	1 位置図		2 配置図 (平面図) (上下)		3 構造詳細図 (配管図) (上下)	
	4 縦断面図 (下)		5 写真		6 その他資料 ()	
メーター番号					お客様番号	
量水器口径		φ13	φ20	φ25	φ40	φ50 φ75 φ100
使用者数		人		残留塩素		mg/l
許可日	* 年 月 日			許可番号	* 第 号	
完了日	年 月 日					
* 検査	検査年月日		年 月 日		検査済証 第 号	
	主務	担当	主幹		統括主幹	課長
		上水	下水			

1. 太枠内記入 (*は申請書参照) 2. 正副2部提出してください。

料金

下水道使用〔開始/休止/廃止/再開〕届

岡谷市長 殿

年 月 日

設置場所	岡谷市				
申請者	住所 氏名 (TEL)				
届出区分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開				
開始/休止/ 廃止/再開	年 月 日				
	※ 開始日より下水料金が発生します。使用者の名義をご確認ください。 ※ 開始日は工事完了日同日又はそれ以前の日付としてください。 ※ 休止日はキャップ止日				
理由					
指定 工事店	工事店名	責任技術者			
	印 (TEL)				
用件 区分	1 一般家庭 2 アパート (戸) 3 浴場 4 工場・営業・その他 ()				
宅内接続区分	1 なし 2 排水 3 便所 4 両方				
使用水源	1 上水道 (一部 ・ 全部) 3 温泉 (一部 ・ 全部) 2 井戸水 (一部 ・ 全部) 4 その他 (一部 ・ 全部)				
メーター番号		メーター指針	m ³		
お客様番号		完了/休止届番号			
供用開始年月日		処理分区	第	処理分区	
主務	担当	主幹	統括主幹	課長	電算入力日

1. 太枠内記入 2. 正本1部提出してください。

排水設備認定申請書

岡谷市長 殿

年 月 日

設置場所	岡谷市					
申請者	住所 ふりがな 氏名 (TEL)					
指定 工事店	工事店名	責任技術者				
印 (TEL)						
<h3>既存排水設備使用確約書</h3> <p>私は、既存の排水施設を使用するに当たり、問題が発生した場合には 個人の責任において対処し、岡谷市に迷惑をかけることはいたしません。</p> <p style="text-align: right;">申請者 (自署)</p>						
施設 の 概要	管種		管径	φ mm	延長	m
	勾配	約 %	土被り	最大 約 cm 最低 約 cm	その他	
確認年月日	年 月 日				確認印	
* 認定条件						
主務	担 当			主幹	統括主幹	課長

1. 太枠内記入 2. 正副2部提出してください。

取付ます **新設・撤去**
申請書 **移転・変更**
嵩上げ・切下げ

年 月 日

岡谷市長 殿

※太枠の中を記入してください
 ※添付書類
 (位置図)
 (公 図) →新設の場合

申請者	住 所	
	氏 名	
	TEL	
書類 提出者	住 所	
	会社名	
	氏 名	印
	TEL	

設 置 場 所	
工事施工予定業者	
工事予定年月日	
申請理由	

決裁

	主 務	担 当	主 幹	統括主幹	課 長
水 道 課					

課 の 意 見		
費 用 負 担	自 費	下水道負担

キャップ止め

装置工事完了届・排水設備工事完了届

岡谷市長 殿

年 月 日

設置場所	岡谷市				
申請者	住所 氏名 (TEL)				
指定工事店	工事店名	主任技術者			
		責任技術者			
	印 (TEL)				
添付書類	1 位置図 2 配置図 (平面図) (上下) 3 構造詳細図 (配管図) (上下) 4 縦断面図 (下) 5 写真 6 その他資料 ()				
メーター番号		お客様番号			
量水器口径	φ13 φ20 φ25 φ40 φ50 φ75 φ100				
使用者数	人	残留塩素	mg/l		
許可日	※ 年 月 日		許可番号	* 第 号	
完了日	年 月 日				
* 検査	検査年月日	年 月 日	検査済証	第 号	
	主務	担当	主幹	統括主幹	課長

1. 太枠内記入 (※は申請書参照)

料金

下水キャップ止め工事申請書 (記入例)

キャップ止め

~~給水装置工事完了届~~・排水設備工事完了届

岡谷市長 殿

○年 ○月 ○日

設置場所	岡谷市 幸町 8-1				
申請者	住 所	岡谷市幸町 8-1			
	氏 名	岡谷 太郎	(TEL	0266-00-0000)
指定工事店	工事店名	岡谷市 幸町 10-80 岡谷水道 (株)		主任技術者	岡谷 次郎
		※解体業者名でも可		責任技術者	
添付書類	1 位置図	2 配置図 (平面図) (上下)	3 構造詳細図 (配管図) (上下)		
	4 縦断面図 (下)	5 写真	6 その他資料 ()		
メーター番号	○ ○ - ○ ○ ○ ○ A 8	お客様番号	※未記入で良いです。		
量水器口径	φ 13 φ 20 φ 25 φ 40 φ 50 φ 75 φ 100				
使用者数	人		残留塩素	mg/l	
許可日	※ 年 月 日		許可番号	* 第 号	
完了日	年 月 日				
* 検査	検査年月日	年 月 日	検査済証	第 号	
主務	担当	主幹	統括主幹	課長	

1. 太枠内記入 (※は申請書参照)

料金

同意書

.....様

あなたが実施する排水設備設置工事に当たり、下記事項について同意します。

記

1 同意事項

- 私所有の排水設備の施設に、あなたの排水設備を接続すること
- 私所有の土地の一部に、あなたの排水設備を設置すること

2 条件

.....
.....
.....
.....

年 月 日

(自署)

住所

氏名

排水設備改造承諾書

.....様

私所有の土地又は家屋について宅内排水設備の施工を実施するに当たり、土地の使用及び排水設備の一部若しくは全部を改造することを承諾します。

記

1 土地、家屋の所在地

岡谷市 _____

年 月 日

土地所有者（自署）

住所 _____

氏名 _____

家屋所有者（自署）

住所 _____

氏名 _____

事業場排水確認書

事業所における排水設備工事において、岡谷市公共下水道への接続は、一般生活排水のみであり、事業場排水は接続いたしません。

1 設置場所

岡谷市 _____

年 月 日

岡谷市長 殿

家屋所有者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

下水道既存排水設備等継続使用承認願

一部既存配管を使用し、排水設備改造を実施するに当たり、下記の不具合がありますが、著しく流下能力を阻害する状況ではないため、継続使用をいたします。

維持管理は適正に行い、凍結及び詰まり等の事故が発生した場合、私の責任において対処し、岡谷市に対して一切の異議申し立てはいたしません。

1 不具合内容

.....
.....
.....
.....

2 設置場所

岡谷市 _____

年 月 日

申請者（自署）

住所 _____

氏名 _____

除害施設新設等届出書					
					年 月 日
岡谷市長 殿		申請者			
		住所又は所在地			
		氏名又は名称			印
		電話番号			
岡谷市下水道条例第 14 条の規定により、除害施設新設（増設・改築）について次のとおり届け出ます。					
設 置 場 所					
使 用 者 住 所 氏名、電話番号	(電話)				
除 害 施 設 施 工 業 者	(電話)				
工 事 予 定 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
業 務 の 種 類	※飲食店等				
施 設 の 名 称	※グリーストラップ等				
添 付 書 類	1	位置図	(方位、道路及び目標となる地物を明示)		
	2	配置図	(敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水装置の位置、排水箇所、排水設備の位置及び縮尺を明示)		
	3	除害施設の概要	(排水工程図)		
	4	水質検査表	(工事完了時に提出)		
	5	その他書類	(カタログ等)		
除 害 施 設 管 理 業 者	(電話)				
汚水の処理方法	※下水道放流等				
発 生 汚 泥 の 処 理 方 法	※自家処理・残さは産廃処理等				
汚 水 排 水 量	日最大		m ³	日平均	m ³
工 事 費 概 算 額					
備 考					
主 務	担 当	主 幹	統 括 主 幹	課 長	検 査 済 証 番 号

*2 部提出してください。

排水の内容

項 目	単 位	水質検査結果		下水排除 基準
		原 水	処理水	
温 度	℃			45
水素イオン濃度 (ph)	水 素 指 数			5~9
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ l			600
浮遊物質 (SS)	mg/ l			600
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/ l		5
	動植物油脂類含有量	mg/ l		30
よう素消費量	mg/ l			220
窒素含有量	mg/ l			150
燐含有量	mg/ l			32
カドミウム及びその化合物	mg/ l			0.05
シアン化合物	mg/ l			0.5
有機燐化合物	mg/ l			1
鉛及びその化合物	mg/ l			0.1
六価クロム化合物	mg/ l			0.3
砒素及びその化合物	mg/ l			0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ l			0.003
アルキル水銀化合物	mg/ l			不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ l			0.003
トリクロロエチレン	mg/ l			0.3
テトラクロロエチレン	mg/ l			0.1
ジクロロメタン	mg/ l			0.2
1,2 ジクロロエタン	mg/ l			0.02
1,1 ジクロロエチレン	mg/ l			0.04
シス 1,2 ジクロロエチレン	mg/ l			0.4
1,1,1 トリクロロエタン	mg/ l			3
1,1,2 トリクロロエタン	mg/ l			0.06
1,3 ジクロロプロペン	mg/ l			0.02
チウラム	mg/ l			0.06
シマジン	mg/ l			0.03
チオベンカルブ	mg/ l			0.2
ベンゼン	mg/ l			0.1
セレン及びその化合物	mg/ l			0.1

項 目	単 位	水質検査結果		下水排除 基準
		原 水	処理水	
ほう素及びその化合物	mg/ l			10
ふっ素及びその化合物	mg/ l			8
フェノール類	mg/ l			5
銅及びその化合物	mg/ l			3
亜鉛及びその化合物	mg/ l			2
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/ l			10
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/ l			10
クロム及びその化合物	mg/ l			2
その他必要項目*				

*水質汚濁防止法第3条第3項の規定により、流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの

第10章 補助制度

1 水洗便所改造資金融資あっせん制度

(1) 融資あっせんの条件

- ア 供用開始より3年以内に接続する場合 **(新築の場合は該当しません。)**
- イ 市税・水道料・受益者負担金を滞納していないこと。
- ウ 年収が1,000万円以下であること。
- エ 市内に居住する確実な連帯保証人(第3者)

(2) 融資の内容

- ア 融資金額
900,000円以内(5万円単位)
- イ 利子
無利子(市が利子を負担します。)
注:ただし、延滞時の延滞利子は除きます。
- ウ 返済方法
毎月口座から引き落とします。
- エ 貸付日
毎月7日と22日(休日の場合は、翌日)
- オ 取扱金融機関
岡谷市内にある金融機関(郵便局は除く。)の本・支店
注:市外の金融機関ではお取り扱いできません。

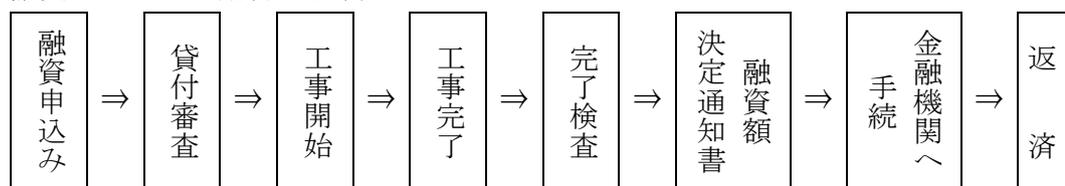
(3) 償還方法

借入金額	初回金額	2回目以降	返済回数
90万円	15,000円	15,000円	60回
85万円	25,000円	15,000円	56回
80万円	20,000円	15,000円	53回
75万円	15,000円	15,000円	50回
70万円	18,500円	14,500円	48回
65万円	15,500円	13,500円	48回
60万円	12,500円	12,500円	48回
55万円	12,500円	12,500円	44回
50万円	12,500円	12,500円	40回
45万円	12,500円	12,500円	36回
40万円以下	10,000円	10,000円	40回以下

(4) 申請に必要な書類

- ア 融資あっせん申請書 **2通**
- イ 所得証明書又は給与所得の源泉徴収票(源泉徴収票はコピー可) **1通**
- ウ 市税納税証明書(賦課されている税金すべて) **1通**
- エ 水洗便所等改造資金承諾書(家屋が借家の場合のみ) **1通**
- オ 遅延理由書 **1通**(該当する場合)

(5) 融資あっせん申請書の手順



※ 補助金等交付申請書については、「岡谷市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に添付されているので、確認すること。

2 共同排水設備工事補助金制度

(1) 補助金交付条件

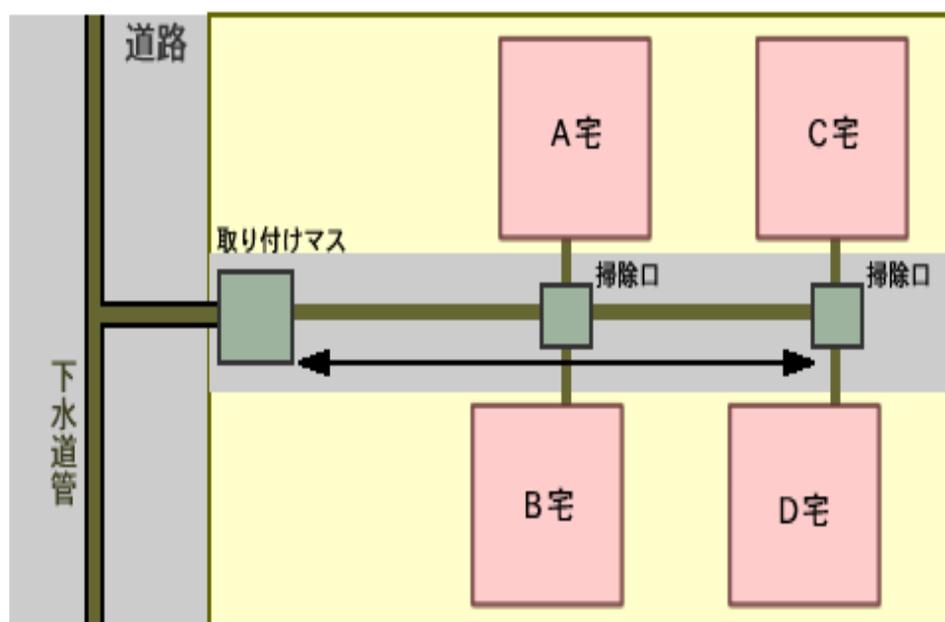
- ア 1 個の取付ますを 2 戸以上が共同で利用すること。
- イ 供用開始後 3 年以内に接続する場合 **(新築の場合は該当しません。)**
- ウ 市税・受益者負担金・水道料金を滞納していないこと。
- エ 総所得金額が 1,000 万円以下であること。

(2) 補助率

- ア 私道等については、対象工事費の 2 分の 1
- イ 指定道路については、対象工事費の 3 分の 2

(3) 補助対象

2 戸以上が共用で使用する管の、最上流の分岐までが補助対象工事となるため、**矢印の配管部分**となります。



(4) 申請に必要な書類

- ア 補助金等交付申請書 **1 通**
- イ 位置図 **1 通**
- ウ 下水道共同排水設備工事に伴う確約書 **1 通**
- エ 排水設備工事見積書及び設計図面（平面図、立面図、縦断面図） **各 1 通**
- オ 所得証明書又は給与所得の源泉徴収票（源泉徴収票はコピー可） **1 通**
- カ 市税納税証明書（賦課されている税金すべて） **1 通**
- キ 遅延理由書 **1 通**（該当する場合）

※ 補助金等交付申請書については、「岡谷市下水道共同排水設備工事補助金交付要綱」に添付されているので、確認すること。

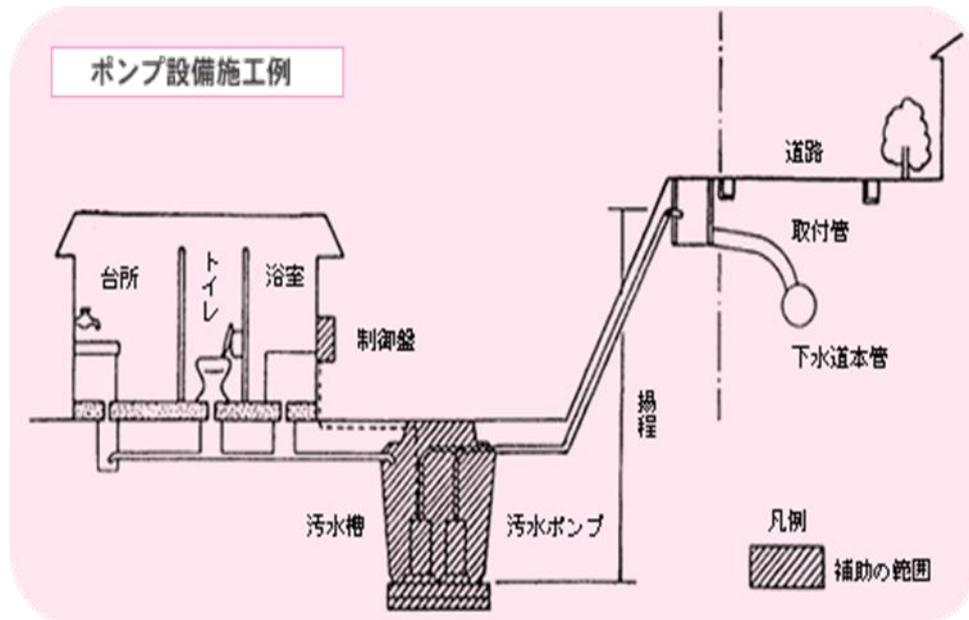
3 下水道私設污水ポンプ設備補助金制度

(1) 補助金交付条件

- ア 既存建物の所有者又は同意を得た方で、立地条件等により、公共下水道に接続することが、困難であると認められる方
- イ 供用開始後3年以内に接続する場合 **(新築の場合は該当しません。)**
- ウ 市税・受益者負担金・水道料金を滞納していないこと。
- エ 総所得金額が1,000万円以下であること。

(2) 補助対象の範囲

- ア 私設污水ポンプの設置経費（圧送管は除く。）
- イ 污水ポンプ設置に要する経費、污水ポンプ附帯電気設備、污水ポンプユニット



(3) 補助金の額

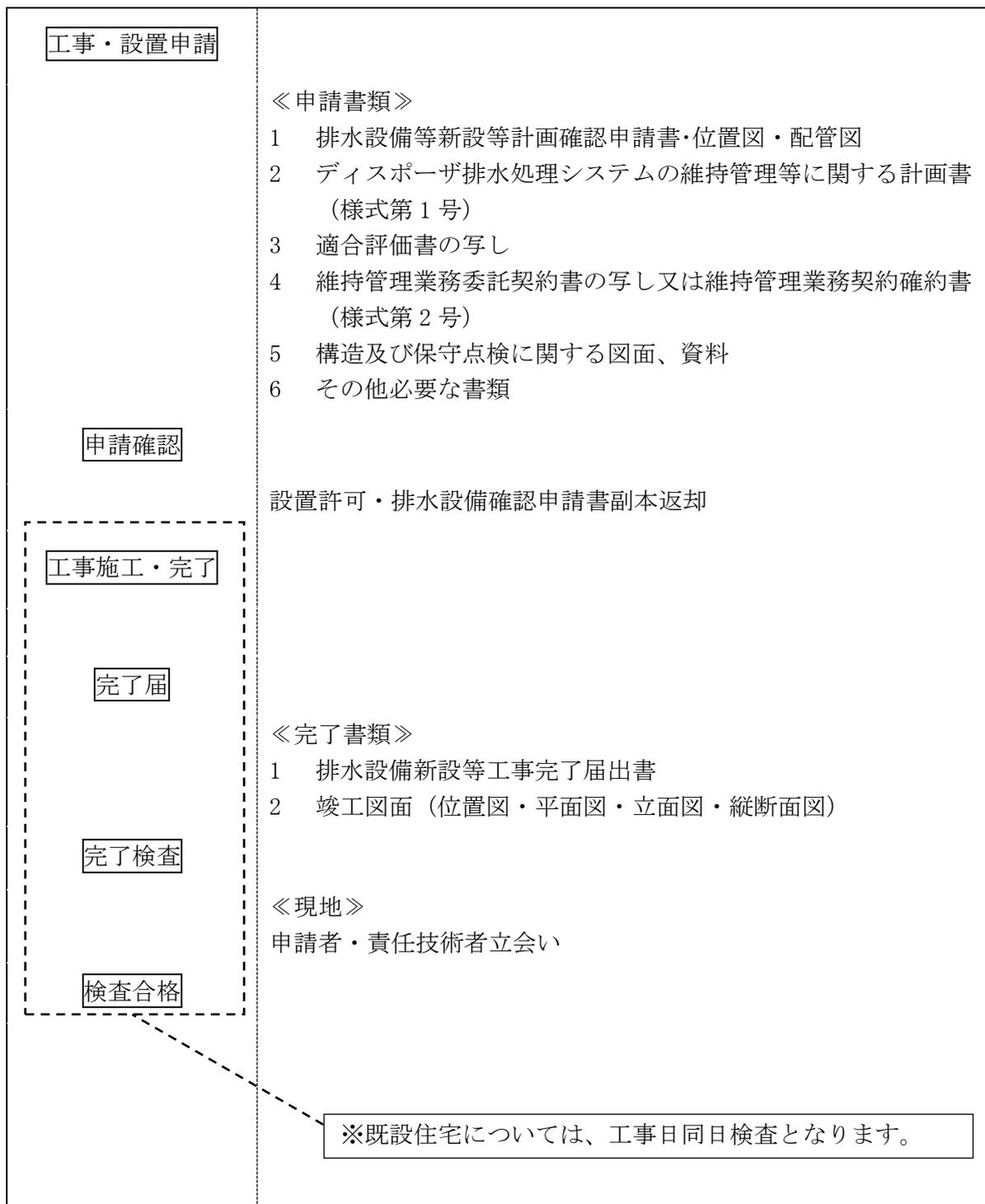
污水ポンプ設置工事費の2分の1以内とし、100万円を限度とする。

(4) 申請に必要な書類

- ア 補助金等交付申請書 1通
- イ 位置図 1通
- ウ 排水設備工事見積書及び設計図面（平面図、立面図、縦断面図） 各1通
- エ 所得証明書又は給与所得の源泉徴収票（源泉徴収票はコピー可） 1通
- オ 市税納税証明書（賦課されている税金すべて） 1通
- カ 遅延理由書 1通（該当する場合）

※ 補助金等交付申請書については、「岡谷市下水道私設污水ポンプ設備補助金交付要綱」に添付されているので、確認すること。

4 ディスポーザ排水処理システム設置手順



※ 契約書（様式第1号）及び確約書（様式第2号）については、「岡谷市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」に添付されているので、確認すること。